

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

平成5年3月30日消防救第41号
都道府県知事あて 消防庁次長

〔改正経過〕 平成11年7月6日 消防救第174号
平成13年12月5日 消防救第335号
平成16年12月24日 消防救第297号
平成18年8月15日 消防救第112号

1 目的

この要綱は、市町村の消防機関の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

2 普及啓発活動の計画的推進

- (1) 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。以下同じ。）は、当該市町村の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。
- (2) 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。
- (3) 都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。

3 応急手当の普及項目

住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び

大出血時の止血法を中心とする。

4 住民に対する普及講習の種類

住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表 1、別表 1 の 2 及び別表 2 のとおりとする。

講習の種類別	主な普及項目
普通救命講習（ ・ ）	心肺蘇生法（成人） 大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児） 大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法

5 修了証の交付

- (1) 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 1、別記様式 1 の 2 又は別記様式 3 に定める修了証を交付するものとする。
- (2) 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 2 又は別記様式 2 の 2 に定める修了証を交付することができるものとする。
- (3) 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。
なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

6 応急手当指導員の認定等

- (1) 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。
- (2) 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

次のア又はイに該当する者で別表 3 に定める応急手当指導員講習 を修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去 1 年間に 30 時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習 を免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表４に定める応急手当指導員講習を修了した者

応急手当普及員の資格を有する者で別表５に定める応急手当指導員講習を修了した者

応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

7 応急手当指導員の養成

(1) 消防本部、都道府県（消防学校を含む。）及び消防庁長官が別に指定するものは、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

(2) 応急手当指導員養成講習を実施した機関の長は、当該講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

8 応急手当指導員養成講習の講師

応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

9 応急手当指導員の認定証の交付

消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式４の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式５の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

10 応急手当指導員の資格の有効期限

応急手当指導員の認定（前掲６（２）に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から３年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から３年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表６に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに３年間有効とし、それ以降も同様とする。

11 応急手当普及員の認定等

(1) 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

- (2) 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

別表7に定める応急手当普及員講習を修了した者

次のアからウのいずれかに該当する者で別表8に定める応急手当普及員講習を修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習を免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

12 応急手当普及員の養成

- (1) 応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。
(2) 前掲8は、応急手当普及員養成講習について準用する。

13 応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式6の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式7の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

14 応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定(前掲11(2)に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表9に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

15 認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員(以下「応急手当指導員等」という。)が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

16 応急手当指導員等の責務

- (1) 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

- (2) 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。
- (3) 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

17 普及啓発用資機材の整備

消防長は、当該市町村の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

18 感染防止上の配慮

消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

19 関係機関との連携

消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 施行日において、消防本部等が既に住民に対する応急手当の講習又は応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それらの講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、別に消防庁長官が定めるところにより、この要綱により実施しているものとみなす。

附 則〔平成11年7月6日消防救第174号〕

この要綱は、平成11年7月6日から施行する。

附 則〔平成13年12月5日消防救第335号〕

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年12月24日消防救第297号〕

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則〔平成18年8月15日消防救第112号〕

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

別表1 普通救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	15
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領
			口对口人工呼吸法
			胸骨圧迫要領
			シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用法	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）
			指導者による使用法の呈示
			AEDの実技要領
	異物除去法	異物除去要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法		
合計時間			180

別表 1 の 2 普通救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（A E D）について理解し、正しく使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領	165
			口対口人工呼吸法	
			胸骨圧迫要領	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	A E Dの使用法	A E Dの使用法（ビデオ等）		
		指導者による使用法の呈示		
		A E Dの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法		直接圧迫止血法	60	
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合計時間			240	

備 考	<p>1 普通救命講習 は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p>
-----	---

別表2 上級救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法、大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	15
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領	285
			口対口人工呼吸法	
			胸骨圧迫要領	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法（成人に対する方法）	AEDの使用法（ビデオ等）		
		指導者による使用法の呈示		
		AEDの実技要領		
	異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法		直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		

その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120
		保温法	
		体位管理	
	外傷の手当要領	包帯法	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		その他の手当	
	搬送法	搬送の方法	
		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合計時間			480

備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p>
----	--

別表3 応急手当指導員講習

項 目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表4 応急手当指導員講習

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表5 応急手当指導員講習

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表6 応急手当指導員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 2 0
その他の応急手当の指導要領	1 2 0
合計時間	2 4 0

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表7 応急手当普及員講習

項 目	時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	1 2 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	3 0 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	3 6 0
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0
効果測定・指導内容に関する質疑への対応	1 2 0	
合計時間	1 , 4 4 0	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 8 応急手当普及員講習

項 目		時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	180
合計時間		240

（注）

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表 9 応急手当普及員再講習

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

（注）

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

別記様式1 普通救命講習 修了証の様式

普通救命講習修了証 第 号			
氏 名			
上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
消防本部			
消 防 長		印	

			
普通救命講習修了証			
消 防 本 部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
平成 . . . 受講	印	平成 . . . 受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式1の2 普通救命講習 修了証の様式

普通救命講習修了証				第	号
氏 名					
上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。					
年 月 日					
				消防本部	
				消 防 長	印

					
普通救命講習修了証					
消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
平成	.	.	.	受講	印
平成	.	.	.	受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式2 応急手当普及員の発行する普通救命講習 修了証の様式

普通救命講習修了証 第 号	
氏 名	
上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。	
年 月 日	
消防本部	
消 防 長	印
講習指導担当者	
応急手当普及員	印

			
普通救命講習修了証			
消 防 本 部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
平成 . . . 受講	印	平成 . . . 受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式2の2 応急手当普及員の発行する普通救命講習 修了証の様式

普通救命講習修了証		第	号
氏 名			
上記の者は、普通救命講習 を修了し、救命技能を有することを認定します。			
年 月 日			
		消防本部	
		消 防 長	印
		講習指導担当者	
		応急手当普及員	印

			
普通救命講習修了証			
消 防 本 部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
平成	.	.	受講
印			平成
		.	.
		受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式3 上級救命講習修了証の様式

上 級 救 命 講 習 修 了 証				第	号
氏 名					
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。					
年 月 日					
				消防本部	
				消 防 長	
				印	

					
上 級 救 命 講 習 修 了 証					
消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
平成	・	・	・	受講	印
平成	・	・	・	受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式4 応急手当指導員名簿

番号	氏名	職(団)員・非 職(団)員の別	職(団)員の場合は、階級等 職(団)員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	指導員講 習受講日	再交付 年月日	再講習 年月日	備考

- 1 この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱6(2)の該当する資格要件の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式5 応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員用)

応急手当指導員認定証		第	号
氏 名			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
年 月 日			
		消防本部	
		消 防 長	印

	
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証	
消 防 本 部	

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式5 応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員以外の者用)

応急手当指導員認定証		第	号
氏 名			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
年 月 日			
		消防本部	
		消 防 長	印
<p>本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。</p>			

			
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証			
消 防 本 部			
再 講 習 受 講 の 記 録			
平成	・	・	受講 印
平成	・	・	受講 印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式6 応急手当普及員名簿

番号	氏名	職(団)員・非 職(団)員の別	職(団)員の場合は、階級等 職(団)員以外の場合は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	普及員講 習受講日	再交付 年月日	再講習 年月日	備考

- 1 この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、実施要綱 11(2)の該当する資格要件の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式7 応急手当普及員認定証の様式

応急手当普及員認定証		第	号
氏 名			
上記の者を応急手当普及員として認定します。			
年 月 日			
		消防本部	
		消 防 長	印
<p>本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。</p>			

			
応 急 手 当 普 及 員 認 定 証			
消 防 本 部			
再 講 習 受 講 の 記 録			
平成	・	・	受講
印			平成
		・	・
		受講	印

認定証の大きさは縦 54mm 横 86mm とする。

応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱新旧対照表

新	旧												
<p>応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 平成 5 年 3 月 30 日消防救第 4 1 号 都道府県知事あて 消防庁次長</p>	<p>応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 平成 5 年 3 月 30 日消防救第 4 1 号 都道府県知事あて 消防庁次長</p>												
<p>改正経過 平成 11 年 7 月 6 日 消防救第 1 7 4 号 平成 13 年 12 月 5 日 消防救第 3 3 5 号 平成 16 年 12 月 24 日 消防救第 2 9 7 号 <u>平成 18 年 8 月 15 日 消防救第 1 1 2 号</u></p>	<p>改正経過 平成 11 年 7 月 6 日 消防救第 1 7 4 号 平成 13 年 12 月 5 日 消防救第 3 3 5 号 平成 16 年 12 月 24 日 消防救第 2 9 7 号 平成 18 年 8 月 15 日 消防救第 1 1 2 号</p>												
<p>1 目的</p> <p>この要綱は、市町村の消防機関の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。</p>	<p>1 目的</p> <p>この要綱は、市町村の消防機関の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。</p>												
<p>2 普及啓発活動の計画的推進</p> <p>(1) 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。以下同じ。）は、当該市町村の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。</p> <p>(2) 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。</p> <p>(3) 都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。</p>	<p>2 普及啓発活動の計画的推進</p> <p>(1) 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。以下同じ。）は、当該市町村の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。</p> <p>(2) 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。</p> <p>(3) 都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。</p>												
<p>3 応急手当の普及項目</p> <p>住民に対する応急手当の普及項目については、<u>応急手当の必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む。）</u>の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。</p>	<p>3 応急手当の普及項目</p> <p>住民に対する応急手当の普及項目については、<u>応急手当の必要性の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。</u></p>												
<p>4 住民に対する普及講習の種類</p> <p>住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表 1、別表 1 の 2 及び別表 2 のとおりとする。</p>	<p>4 住民に対する普及講習の種類</p> <p>住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表 1、別表 1 の 2 及び別表 2 のとおりとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">講習の種類</th> <th style="width: 80%;">主な普及項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通救命講習（ ・ ）</td> <td>心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える</td> </tr> <tr> <td>上級救命講習</td> <td>心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法</td> </tr> </tbody> </table>	講習の種類	主な普及項目	普通救命講習（ ・ ）	心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える	上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">講習の種類</th> <th style="width: 80%;">主な普及項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通救命講習（ ・ ）</td> <td>心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える</td> </tr> <tr> <td>上級救命講習</td> <td>心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法</td> </tr> </tbody> </table>	講習の種類	主な普及項目	普通救命講習（ ・ ）	心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える	上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法
講習の種類	主な普及項目												
普通救命講習（ ・ ）	心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える												
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法												
講習の種類	主な普及項目												
普通救命講習（ ・ ）	心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法 対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える												
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、 外傷の手当、搬送法												

5 修了証の交付

- (1) 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式1、別記様式1の2又は別記様式3に定める修了証を交付するものとする。
- (2) 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式2又は別記様式2の2に定める修了証を交付することができるものとする。
- (3) 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。
なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

6 応急手当指導員の認定等

- (1) 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。
- (2) 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。
次のア又はイに該当する者で別表3に定める応急手当指導員講習を修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習を免除することができる。
ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者
イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者
前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表4に定める応急手当指導員講習を修了した者
応急手当普及員の資格を有する者で別表5に定める応急手当指導員講習を修了した者
応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

7 応急手当指導員の養成

- (1) 消防本部、都道府県（消防学校を含む。）及び消防庁長官が別に指定するものは、応急手当指導員の養成に努めるものとする。
- (2) 応急手当指導員養成講習を実施した機関の長は、当該講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

8 応急手当指導員養成講習の講師

応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

9 応急手当指導員の認定証の交付

消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式4の応急

5 修了証の交付

- (1) 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式1、別記様式1の2又は別記様式3に定める修了証を交付するものとする。
- (2) 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式2又は別記様式2の2に定める修了証を交付することができるものとする。
- (3) 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。
なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

6 応急手当指導員の認定等

- (1) 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。
- (2) 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。
次のア又はイに該当する者で別表3に定める応急手当指導員講習を修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習を免除することができる。
ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者
イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者
前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表4に定める応急手当指導員講習を修了した者
応急手当普及員の資格を有する者で別表5に定める応急手当指導員講習を修了した者
応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

7 応急手当指導員の養成

- (1) 消防本部、都道府県（消防学校を含む。）及び消防庁長官が別に指定するものは、応急手当指導員の養成に努めるものとする。
- (2) 応急手当指導員養成講習を実施した機関の長は、当該講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

8 応急手当指導員養成講習の講師

応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

9 応急手当指導員の認定証の交付

消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式4の応急

手当指導員名簿に登録したのち、別記様式 5 の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

10 応急手当指導員の資格の有効期限

応急手当指導員の認定（前掲 6（2）に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から 3 年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表 6 に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

11 応急手当普及員の認定等

（1）応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

（2）応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

別表 7 に定める応急手当普及員講習を修了した者

次のアからウのいずれかに該当する者で別表 8 に定める応急手当普及員講習を修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習を免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

12 応急手当普及員の養成

（1）応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。

（2）前掲 8 は、応急手当普及員養成講習について準用する。

13 応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式 6 の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式 7 の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

14 応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定（前掲 11（2）に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から 3 年で失効するものとする。ただし、失効前に別表 9 に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

15 認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

16 応急手当指導員等の責務

手当指導員名簿に登録したのち、別記様式 5 の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

10 応急手当指導員の資格の有効期限

応急手当指導員の認定（前掲 6（2）に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から 3 年（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年）で失効するものとする。ただし、失効前に別表 6 に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

11 応急手当普及員の認定等

（1）応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

（2）応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

別表 7 に定める応急手当普及員講習を修了した者

次のアからウのいずれかに該当する者で別表 8 に定める応急手当普及員講習を修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習を免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

12 応急手当普及員の養成

（1）応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。

（2）前掲 8 は、応急手当普及員養成講習について準用する。

13 応急手当普及員の認定証の交付

消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式 6 の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式 7 の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

14 応急手当普及員の資格の有効期限

応急手当普及員の認定（前掲 11（2）に定める者に関するものを除く。）については、資格認定日から 3 年で失効するものとする。ただし、失効前に別表 9 に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

15 認定の取り消し

消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

16 応急手当指導員等の責務

- (1) 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に
行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常
に研鑽に努めるものとする。
- (2) 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持
及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応でき
るよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。
- (3) 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、
応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与
え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

17 普及啓発用資機材の整備

消防長は、当該市町村の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な
蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発
用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

18 感染防止上の配慮

消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応
急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うも
のとする。

また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、
滅菌等の措置を行うものとする。

19 関係機関との連携

消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよ
う、
応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努める
ものとする。

附 則

- この要綱は、平成5年10月1日から施行する。
- 施行日において、消防本部等が既に住民に対する応急手当の講習又は
応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それら
の講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、別に
消防庁長官が定めるところにより、この要綱により実施しているものと
みなす。

附 則 平成11年7月6日消防救第174号

この要綱は、平成11年7月6日から施行する。

附 則 平成13年12月5日消防救第335号

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 平成16年12月24日消防救第297号

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則 平成18年8月15日消防救第112号

この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

- (1) 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に
行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常
に研鑽に努めるものとする。
- (2) 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持
及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応でき
るよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。
- (3) 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、
応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与
え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

17 普及啓発用資機材の整備

消防長は、当該市町村の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な
蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発
用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

18 感染防止上の配慮

消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応
急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うも
のとする。

また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、
滅菌等の措置を行うものとする。

19 関係機関との連携

消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよ
う、
応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努める
ものとする。

附 則

- この要綱は、平成5年10月1日から施行する。
- 施行日において、消防本部等が既に住民に対する応急手当の講習又は
応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それら
の講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、別に
消防庁長官が定めるところにより、この要綱により実施しているものと
みなす。

附 則 平成11年7月6日消防救第174号

この要綱は、平成11年7月6日から施行する。

附 則 平成13年12月5日消防救第335号

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 平成16年12月24日消防救第297号

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

別表 1 普通救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領	165
		口对口人工呼吸法	
		胸骨圧迫要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法		
合計時間		180	

別表 1 の 2 普通救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領	165
		口对口人工呼吸法	
		胸骨圧迫要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60	
	シナリオを使用した実技の評価		
合計時間		240	

備考	1 普通救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
----	---

別表 1 普通救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法一人法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性等	15	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	意識の確認、通報、気道確保要領	165
		呼気吹き込み人工呼吸法	
		循環のサインと心臓マッサージ要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法（一人法）	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認（一人法）	
	止血法	直接圧迫止血法	
止血帯法			
合計時間		180	

別表 1 の 2 普通救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法一人法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性等	15	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	意識の確認、通報、気道確保要領	165
		呼気吹き込み人工呼吸法	
		循環のサインと心臓マッサージ要領	
		シナリオに対応した心肺蘇生法（一人法）	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認（一人法）	
	止血法	直接圧迫止血法	
止血帯法			
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60	
	シナリオを使用した実技の評価		
合計時間		240	

備考	1 普通救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
----	---

別表2 上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法、大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)			
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	15			
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領 口对口人工呼吸法 胸骨圧迫要領 シナリオに対応した心肺蘇生法	285	
		AEDの使用法（成人に対する方法）	AEDの使用法（ビデオ等）		指導者による使用法の呈示
			AEDの実技要領		
			異物除去法		異物除去要領
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
	止血法	直接圧迫止血法			
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60		
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
	その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除		120
			保温法		
体位管理					
外傷の手当要領		包帯法			
		副子固定法			
		熱傷の手当			
		その他の手当			
搬送法		搬送の方法			
		担架搬送法			
		応急担架作成法			
合計時間		480			

備考	1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
----	---

別表2 上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法一人法及び二人法、大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)			
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性 等	15			
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	意識の確認、通報、気道確保要領 呼吸吹き込み人工呼吸法 循環のサインと心臓マッサージ要領 シナリオに対応した心肺蘇生法（一人法・二人法）	285	
		AEDの使用法（成人に対する方法）	AEDの使用法（ビデオ等）		指導者による使用法の呈示
			AEDの実技要領		
			異物除去法		異物除去要領
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認（一人法・二人法）			
	止血法	直接圧迫止血法 止血帯法			
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60		
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価			
	その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除		120
			保温法		
体位管理					
外傷の手当要領		包帯法			
		副子固定法			
		熱傷の手当			
搬送法		搬送の方法			
		担架搬送法			
		応急担架作成法			
合計時間			480		

備考	1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
----	---

別表3 応急手当指導員講習

項目		時間(分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表4 応急手当指導員講習

項目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表3 応急手当指導員講習

項目		時間(分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表4 応急手当指導員講習

項目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表5 応急手当指導員講習

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表6 応急手当指導員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表5 応急手当指導員講習

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験) 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表6 応急手当指導員再講習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表7 応急手当普及員講習

項目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表8 応急手当普及員講習

項目		時間(分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	180
合計時間		240

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表9 応急手当普及員再講習

項目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
----	--

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

(略)別記様式

別表7 応急手当普及員講習

項目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表8 応急手当普及員講習

項目		時間(分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	180
合計時間		240

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表9 応急手当普及員再講習

項目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
----	--

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。

(略)別記様式

